

IASBが、投資企業の例外の適用に関するIFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- 投資企業がすべての子会社を公正価値で測定する場合でも、中間親会社の連結財務諸表の作成の免除は、投資企業の子会社である親会社にとって利用可能である。関連会社及び共同支配企業に対する持分を保有する子会社である企業が持分法を適用することの免除についても、IAS第28号の結果的修正が行われている。
- IASBは、投資企業に対する当該投資企業の投資活動に関連するサービスを提供する子会社を連結する要求事項は、自身が投資企業ではない子会社にのみ適用されることを明確にした。
- 投資企業である関連会社又は共同支配企業に持分法を適用する際に、投資者は、当該関連会社又は共同支配企業がその子会社に使用した公正価値測定を維持することができる。
- IASBは、すべての子会社を公正価値で測定する投資企業は、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」で要求される開示を提供すべきであることを明確にした。
- 本修正は遡及適用が要求され、2016年1月1日以後開始する期間に発効し、早期適用は認められる。

本IFRS in Focusは、投資企業の連結の例外の適用に関連するIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を要約したものである。

なぜ本修正が公表されたか

本修正は、IFRS解釈指針委員会（IFRS IC）に要望書が提出された3つの論点の成果である。委員会は、これらの論点を議論した後、IASBに対してIFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の狭い範囲の修正として本論点に対処することを提案した。

本修正によって導入された変更は何か

連結財務諸表の作成の免除

IFRS第10号は、その最上位の親会社又は中間親会社が、IFRSに準拠した公表用の連結財務諸表を作成する親会社に、連結財務諸表の作成の免除を提供している。

本修正は、投資企業がIFRS第10号に従い公正価値でその子会社を測定する場合でも、連結財務諸表の作成の免除は、投資企業の子会社である親会社に

とって利用可能であることを確認する。本決定は、費用対効果の検討と、投資企業である親会社は、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIFRS第13号「公正価値測定」に従った開示を提供することが求められるという事実に基づくものである。

投資者が投資企業の子会社である場合には、当該投資企業である親会社がすべての子会社を公正価値で測定する場合であっても、関連会社又は共同支配企業に対する投資者に持分法適用の免除が利用可能であることを確認するために、IAS第28号の結果的修正が行われている。

投資企業である親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

IFRS第10号は、投資企業に子会社に対する投資を公正価値で測定することを要求している。しかし、この要求事項の例外として、子会社が投資関連サービス又は投資関連活動を投資企業に提供する場合には、当該子会社を連結しなければならない。

本修正は、当該例外が、自身が投資企業ではなく、投資企業である親会社の投資活動に関連するサービス及び活動の提供を主な目的とする子会社にのみ適用されることを明確にする。それ以外のすべての投資企業の子会社は公正価値で測定されなければなら

ない。

見解

IASBは、結論の根拠において、この明確化は、投資企業に、投資企業である子会社を含め、すべての子会社を公正価値で測定することを求める要求事項と整合していると説明する。

IASBの見解では、この明確化は、主な目的が投資企業である親会社の中心となる投資活動をサポートするか、又は補助するサービスを提供することで子会社を連結することを求める要求事項とも整合している。子会社が投資企業である場合、そのようなサービスが主な活動でないことは明確である。なぜなら、そのようなサービスが主な活動であれば、投資企業の定義に合致しないためである。

れないことを規定している。

IFRS第12号の修正は、すべての子会社を公正価値で測定する投資企業は、投資企業に関連するIFRS第12号の開示を提供しなければならないことを明確にした。

見解

IASBは、IFRS第12号は個別財務諸表には適用されないことを規定してはいるが、投資企業へのIFRS第12号の適用可能性についてはこれまで規定していなかったことに言及した。IASBは、この範囲除外は、すべての子会社を公正価値で測定する投資企業である親会社の財務諸表には適用されないことを明確化することを決定した。

投資企業ではない投資者による投資企業である投資先への持分法の適用

持分法を適用する際に、IAS第28号は、企業の会計方針と異なる場合には、関連会社又は共同支配企業の会計方針を修正することを要求する。

投資企業である関連会社及び共同支配企業が子会社に対する持分について適用した公正価値測定を企業が維持することを認めるように、IAS第28号が修正された。

修正された要求事項はいつ適用されるか

本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度に発効し、遡及的に適用される。早期適用は認められる。企業が本修正を早期適用する場合には、その旨を記述しなければならない。

企業は、本修正の適用開始日の直前の事業年度についてのみIAS第8号28項(f)で要求されている情報を表示することが要求されている。当該情報を当期又はより古い比較対象期間について表示することは認められるが要求はされない。

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の修正

IFRS第12号は、企業の個別財務諸表には適用さ

以上

トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

トーマツでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS推進」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

● トーマツのIFRSサービス

トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

● IFRSとは

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向/IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向

● 解説記事

IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター

● セミナー

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

● 出版物

市販書籍/デロイトの出版物

お問い合わせ先 トーマツ IFRS推進 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohatsu.co.jp